

嘉手納町例規執務サポートシステム等維持管理業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、嘉手納町例規執務サポートシステム等（以下「システム」という。）の構築、維持管理等の業務委託に関する仕様を定めるものとする。

2 基本要件

システムは、次の基本要件を満たすものでなければならない。

- (1) 法令や例規の高度な検索・加工機能を有するほか、法制業務の効率化を支援する仕組みがトータル的に実現されたシステムであること。
- (2) 作業効率の向上の観点から、法制執務経験が浅い職員でもストレスや違和感がない容易な入力その他の操作性、画面構成等の工夫がなされているものであること。
- (3) 職員や町民が常に最新の状態で例規集を閲覧できるよう、迅速かつ正確な例規データベースの更新を行う体制を実現できるものであること。
- (4) 町民サービスの向上の観点から、利用者のInternet Explorerのバージョンに影響されることなく従前どおり公開用例規データが明瞭に表示されていること。
- (5) システムに関する照会への対応は当然のことながら、法制執務に関する照会に対しても迅速かつ適切な対応ができるとともに、積極的な支援ができる体制を実現できるものであること。

3 業務委託の内容

- (1) システムの構築、提供及び維持管理
- (2) 例規集公開用データの作成及び更新
- (3) 嘉手納町例規集の作成および更新

4 業務期間

契約の日から平成34年3月31日まで

※システム移行期間（準備期間）は、できる限り最小限に抑えること。

5 例規の検索、閲覧、更新等システム導入の際の内容

- (1) システムの構築は、嘉手納町例規集の平成29年1月1日現在までに公布された制定改廃内容を対象とする。（例規間及び現行法令へのリンクも含む。）
（平成29年1月1日現在 現行例規約600件 廃止例規約200件 過去原議約1400件）

- (2) システム構築の際に必要なとする例規資料は、データ（当該文字情報をワードファイルに貼り付けたもの）又は紙で提供する。
- (3) 例規データの更新は、少なくとも年4回以上実施すること。

6 システムの基本的な仕様

システム全般の基本要件は次のとおりとする。

- (1) LGWAN環境での接続方式によりサービス提供できる構成とする。ただし、LGWAN環境でのレスポンスの不安などを考慮し、庁内サーバー方式に切替える必要性が生じた場合に対応できるシステムとすること。この場合において、サーバー機器の設置、保守等の費用は受託者が負担するものであること。
- (2) 職員のLGWAN環境での接続が可能な全てのパーソナルコンピューター端末で、例規集データの検索・閲覧・例規起案・審査を利用できる環境を実現するため、特別なソフトをインストールすることなく、次のソフトウェアで使用可能なシステムとすること。

【クライアントPCとして嘉手納町の利用環境（平成29年1月1日現在）】

- ・ OS : Windows 7
 - ・ ブラウザ : Internet Explorer11.0
 - ・ ワードプロソフト : MS-Word2010
- (3) システムは全ての職員が自由に使用できるものとする。ただし、法令検索システム及び判例検索システムは、使用ID数は2以上とする。
 - (4) タブレット端末での閲覧等
タブレット端末での例規データの検索及び閲覧等ができること。

7 各システムの構成

システムは次に掲げるもので構成されるものとする。

(1) 例規検索システム

例規検索システムは、次の機能を有するものとする。

ア 例規検索機能

用語、題名、体系、五十音、年月日、種別、番号、所管課から検索できる機能

イ 施行時点検索機能

指定した年月日時点で施行されている例規を検索できる機能

ウ 未施行例規表示機能

公布後施行前の例規条文をとけ込ませて閲覧できる機能

エ 過去履歴表示機能

過去履歴について閲覧ができ、また、改正沿革と改正原議がリンク付けさ

れ閲覧、出力できる機能

※本町がデータベースで保有している資料を対象とする。

オ 引用条文リンク機能

例規及び法令の引用箇所が、条項号単位でリンクする機能

カ 出力機能

例規全文、選択した条項号、様式、別表等を出力できる機能

キ 新旧対照表出力機能

新旧対照表形式で出力する機能

(2) 例規起案・審査システム

例規起案・審査システムは、次の機能を有するものとする。

ア 改正案の編集支援機能

現行条文上での見え消し形式による改正案の編集ができ、改正案の作業がスムーズにできるよう必要な入力支援機能を有するものであること。

イ 改正文作成機能

条文の編集を行った後、改正文を自動生成する機能

ウ 新旧対照表自動生成機能

イをもとに、新旧対照表を生成する機能

エ 審査機能

条文構造、日本語表記、形式事項、引用条文等について、点検・審査ができる機能

オ 溶け込ませ審査機能

改正案を溶け込ませた後の条文をシステム上でシミュレーション表示できる機能

カ データ取込み機能

システム外で作成した新規制定データをシステムに取込み、システム上で編集、審査等ができる機能

(3) 法令検索システム

法令検索システムは、次の要件を満たすものとする。

ア 引用法令リンク機能

表示された例規条文に引用されている法令の当該条文にリンクできること。

イ 引用法令検索機能

題名、用語、法律及び政・府・省令・告示の種別、法令番号、年月日から検索できる機能

ウ 法令の制定、改廃に伴い、法令データが適宜更新されていること。

(4) 判例検索システム

判例検索システムは、次の要件を満たすものとする。

- ア 公式判例集、判例雑誌等に掲載された判例を検索及び閲覧できること。
- イ 用語、裁判年月日、裁判所、事件番号等から検索できる機能を有すること。
- ウ 適宜、判例データが更新されていること。

(5) 法令改廃情報提供システム

法令改廃情報提供システムは、次の要件を満たすものとする。

- ア 法令の制定改廃情報を速やかに提供できること。
- イ 法令の制定改廃に伴う標準的な例規整備についての情報を提供できること。
- ウ 法令の制定改廃に伴う本町の例規整備の必要な部分等を特定し、その情報が提供できること。

(6) 例規管理

- ア ユーザ情報や所管情報を管理できる。
- イ 条文出力、新旧対照表出力の体裁設定ができること。

(7) 保管用例規検索システム（CD-ROM版）の作成

庁舎、災害時、その他のインターネット未接続環境にあるPCでも利用できるよう保管用としての例規検索システムをCD-ROMで作成し、例規データ更新の都度、提供することができるものであること。

8 システム操作のサポート

- (1) システムは、常に正常な状態で動作する環境を保持するものとし、運用中に障害等が発生した場合は、直ちに本町への報告を行い、迅速な復旧が可能となるよう措置を講ずるとともに、その原因を把握して再発の防止に努めること。
- (2) システムは常に最新の機能を提供できるよう、適宜バージョンアップを行うこと。また、バージョンアップは原則として無償とすること。
- (3) システムの操作支援のため、本町職員からの質問、相談等に即日に対応できる体制であること。
- (4) システムの操作方法について、職員に対する操作説明会を開催（少なくとも年1回）し、紙媒体及び電子媒体の操作マニュアルを提供すること。

9 法制執務支援サービス

(1) 法制執務相談

例規に係る、制定、整備、解釈その他の法制執務に関する諸事項に関し日常生活に生じる疑義の照会や相談について迅速に対応すること。

(2) 先行事例提供

例規の制定等をする際の参考事例事項として、他の自治体等にその選考事例等がある場合には、これらを提供すること。

10 保守について

- (1) 機器の修理が必要になった場合、迅速に障害対応をすること。
- (2) バックアップデータの保管管理や障害発生に備えた危機の冗長化対策によるデータの復旧に対し万全の体制を整えること。
- (3) ウィルスチェックソフトの導入により、即知のウィルスを検知して隔離、削除などの措置を行うこと。

11 例規集公開データの仕様

例規集公開データは、次の掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 嘉手納町ホームページを介し、嘉手納町例規集の閲覧ができ、全文及び様式がダウンロードできること。
- (2) 用語、体系、五十音、年月日から検索できる機能を持つこと。
- (3) システムデータの更新と同時点で公開データも更新すること。

12 嘉手納町例規集の仕様

嘉手納町例規集の仕様は次のとおりとする。

- (1) 部 数 60部
- (2) ページ数 全3巻
※平成29年1月1日現在ページ数
(約1巻4652ページ、2巻4080ページ、3巻7080ページ)
- (3) 本文組方 横通し組
- (4) 追録発行 年4回(年間約100件)
※加除作業は、受託者業者の責任において、確実に実施することとする。
- (5) 掲載する例規については、総務課が指定するものとする。

13 経費見積について

見積書については、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間の総経費額(税込表示)について、項目ごとの内訳金額を明記し作成すること。また、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの期間の経費額(税込表示)についても、見積書の内訳と同様の資料を作成すること。

- (1) 本仕様書に示されている内容全てを対象とし、本稼動に至るまでの費用を全て含んだ見積りとする。
- ア システム構築費用（仕様書で示した件数で積算）
 - イ サーバー設置費用
 - ウ 例規集台本作成費用
- (2) 保守については、日常保守、ハードウェア保守、ソフトウェア保守、Q&Aサポート、障害時サポート等安定稼動に常時必要とされる保守内容の見積額は(1)に含まれるものとする。
- ア システム使用料（法令検索システムも含む）及び保守料
 - イ 更新データ作成費用（年間100件で積算）
 - ウ 例規集CD-ROMの作成
 - エ 加除式例規集追録60部の作成（年4回定例議会後の更新に合わせて作成）
- (3) 上記であげるもののほか、提案すべきサービスがあれば、費用を明記すること。

14 仕様書の疑義

- (1) 本仕様書に指定され、又は指示された事項等に疑義が生じた場合は、直ちにその理由変更内容を申し出て、嘉手納町と受託者で別途協議の上、決定する。
- (2) 本仕様書に示されていない事項であっても、当然必要と認められる事項は、速やかに嘉手納町に連絡の上、指示を受けて、受託者の責任において施行するものとする。